

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 ヤマキンメタル
主たる営業所の所在地	兵庫県洲本市
許可番号	兵庫県知事許可（般－２５）第８０１８４６号 兵庫県知事許可（般－２９）第８０１８４６号
許可を受けている建設業の種類	とび・土工事業、解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成２９年１２月１９日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同条第８条第１項第１１号該当）
処分の内容	建設業法第２９条第１項第２号の規定に基づく建設業許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>株式会社ヤマキンメタルの役員は、刑法第２０４条（傷害）の罪を犯し、罰金 15 万円の判決を受け、平成 25 年 5 月 2 日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。</p>